

1. 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法
 - ①有形固定資産・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価
ただし、道路、水路の底地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・再調達原価
ただし、所得原価が不明な道路、水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - ②無形固定資産・・・取得原価
- (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的有価証券
該当なし
 - ② 満期保有目的以外の有価証券
該当なし
 - ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの
該当なし
 - イ 市場価格のないもの
出資金額
- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書で定める耐用年数に基づき定額法により算定しています。
- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 徴収不能引当金
長期延滞債権及び未収金の徴収不能に備えるため、過去5か年度の不納欠損実績率により徴収不能見込額を計上しています。
 - ② 退職手当引当金
職員に対する退職手当の支給に備えるため、当会計年度末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。
 - ③ 賞与等引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額等のうち、当会計年度末において発生していると認められる金額を計上しています。
- (5) リース取引の処理方法
所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理を行っています。
- (6) 資金収支計算書における資金の範囲
地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。
- (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 会計間の相殺消去
会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。
 - ② 消費税及び地方消費税の会計処理
税込方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更
該当なし
- (2) 表示方法を変更
該当なし
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更
該当なし

3. 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更
該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
該当なし
- (4) 重大な災害等の発生
該当なし
- (5) その他重要な後発事象

該当なし

4. 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当なし
- (2) 係争中の訴訟等
該当なし
- (3) その他主要な偶発債務
該当なし

5. 追加情報

- (1) 対象範囲（対象とする会計名）
一般会計
土地取得事業特別会計
- (2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
差異なし
- (3) 出納整理期間
地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（平成30年4月1日～5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況
実質赤字比率 ー
連結実質赤字比率 ー
実質公債費比率 13.7%
将来負担比率 91.8%
- (5) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
687,970千円
内訳
PFI事業
・ 泉大津市立戎小学校整備事業 687,970千円
- (6) 繰越事業に係る将来の支出予定額
繰越明許費（一般会計） 746,810千円
- (7) 基準変更による影響額等
該当なし
- (8) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲
売却可能資産の範囲は、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産と
しています。
2,010 千円
内訳
事業用資産 2,000 千円
土地 2,000 千円
物品 10 千円
平成30年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。
- (9) 基金借入金（繰替運用）の内容

●運用期間：平成29年4月3日～平成29年5月31日	
・財政調整基金	1,064,786 千円
・減債基金	256,680 千円
・都市施設整備基金	614,730 千円
・福祉基金	17,911 千円
・交流とふれあいのまちづくり基金	257,373 千円
・深喜人材育成基金	136,028 千円
・公園墓地基金	46,917 千円
・辻川穂太郎やすらぎ基金	89,161 千円
・泉大津市がんばろう基金	13,063 千円
・佐野幸子基金	37,134 千円
・泉大津市地域環境基金	100,759 千円
・八木稔すこやか基金	66,308 千円
・泉大津市営住宅整備基金	12,880 千円
・テクスピア大阪産業振興整備基金	137,306 千円
・泉大津市セーフコミュニティ基金	13,283 千円
・泉大津市ふるさと応援基金	13,918 千円
●運用期間：平成29年6月1日～平成30年3月30日	
・財政調整基金	1,122,421 千円
・減債基金	256,680 千円
・都市施設整備基金	514,731 千円
・福祉基金	22,338 千円
・交流とふれあいのまちづくり基金	257,373 千円
・深喜人材育成基金	134,870 千円
・公園墓地基金	47,611 千円
・辻川穂太郎やすらぎ基金	89,162 千円
・泉大津市がんばろう基金	32,117 千円
・佐野幸子基金	37,134 千円
・泉大津市地域環境基金	89,944 千円
・八木稔すこやか基金	66,308 千円
・泉大津市営住宅整備基金	158,680 千円
・テクスピア大阪産業振興整備基金	206,657 千円
・泉大津市セーフコミュニティ基金	59,431 千円
・泉大津市ふるさと応援基金	81,426 千円
・泉大津市公共施設整備基金	12,370 千円

(10) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

31,419 百万円

(11) 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

標準財政規模	16,569 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,631 百万円
将来負担額	57,511 百万円
充当可能基金額	4,654 百万円
特定財源見込額	8,674 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	31,419 百万円

(12) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
250百万円

(13) 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報

該当なし

(14) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産等の金銭以外の形態で保有されます。

② 余剰分（不足分）

余剰分は地方公共団体の費消可能な資源の蓄積をいいます。

不足分は地方公共団体の地方債や引当金等の将来世代の負担をいいます。

(15) 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く。） 3,479 百万円

投資活動収支 ▲1,374 百万円

基礎的財政収支 2,105 百万円

(16) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書	
業務活動収支	3,103,891 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	48,646 千円
徴収不能引当金の増減	1,688 千円
退職手当引当金増減	102,178 千円
賞与引当金増減	▲11,252 千円
未収債権額の増減	▲32,440 千円
長期延滞債権の増減	▲14,024 千円
未払債務額の増減	32,905 千円
資産除売却損益	▲81,404 千円
減価償却費	▲1,175,241 千円
その他資産負債の増減	41,842 千円
純資産変動計算書の本年度差額	2,016,789 千円

(17) 一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

資金収支計算上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	6,000 百万円
一時借入金に係る利子額	1 百万円